

人を動かすプレゼンテーションの秘訣／訪問看護を味方にするには？

CLINIC
BAMBOO

今日と明日の開業医をサポートする
——最新クリニック総合情報誌

ばんぼう

JUN.2013

VOL.387

定価1,020円

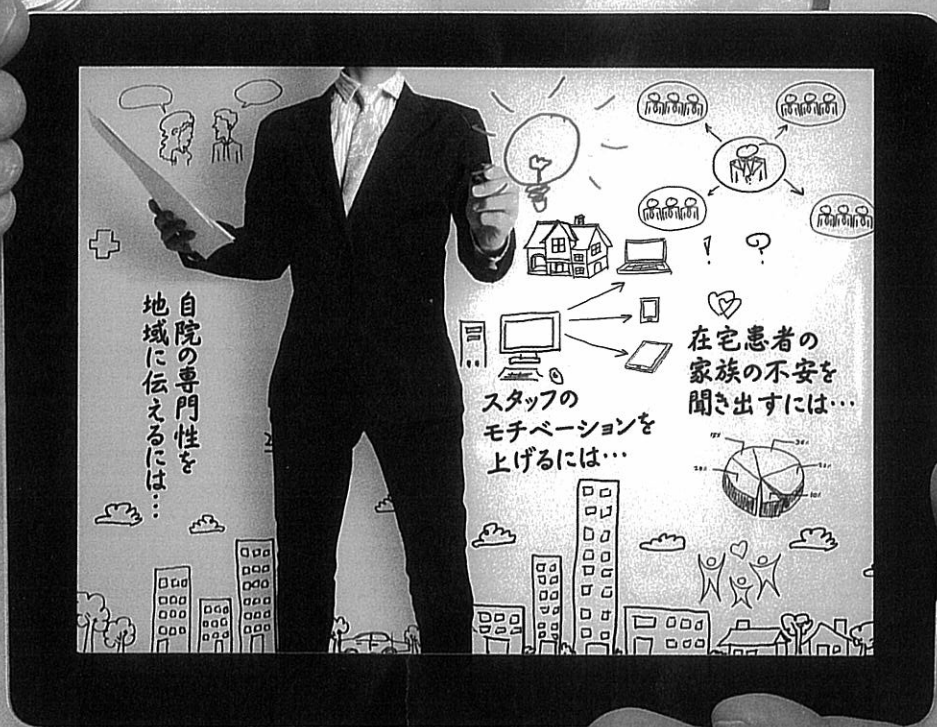
【特集】患者・スタッフ・地域を動かす

驚異のプレゼン テーションカ

The MASTER of Clinic

石田雅樹

医療法人社団仁志会 理事長



【第2特集】

違いはココにあった！

訪問看護に好かれる診療所、愛想をつかされる診療所

医事紛争を予防する方法

- ・患者が自己決定をするのに必要な情報を提供する
- ・説明文書を交付する際は口頭でも説明する
- ・誤解を与えないように説明する
- ・リスクや、治療に伴うやむを得ない合併症の説明を十分に言う
- ・ほかの治療法など、患者が欲している情報も提供する
- ・患者の症状や治療の緊急性によって必要とされる情報が異なることに留意する
- ・説明した内容を記録しておく

確かに医師としては説明しづら

ーリスクの説明をすると、患者が検査や手術を受けなくなると心配する医師もいると思いますが…。

果の因果関係が認められ、死亡逸失利益や死亡慰謝料などの支払いも命じられるので、総額で数千万円に上ることもあります。

説明義務違反が争われた具体例としては、肝臓血管腫摘出手術の際、患者がエホバの証人で輸血拒否の強い信念を有することを知らながら、ほかに救命手段がない場合には輸血するとの治療方針を説明しないまま輸血した事例があります(最判平12年2月29日)。人格権(自己決定権)侵害として50万円の慰謝料の支払いが命じられました。

い面もあるとは思いますが、リスクの説明は非常に重要です。なかには、検査や手術をしなかった場合の危険性のみを強調し、検査や手術自体の危険性についての説明が不十分だったことで訴えられたケースもあります。ですから、患者が検査や手術を受けるかどうかの判断材料を十分に与えなければならぬのです。事前にリスクに関する説明がなされていれば、たとえそのリスクが実際に起きてしまっても、患者も家族もある程度納得してくれるでしょう。

また、開業医がある患者の肝硬変を疑いながらも専門病院での検査の必要性について説明せず患者が肝がんで亡くなった裁判で、慰謝料の支払いを命じられたこともあります。医師は自分で確定的な

説明した記録を残すことで紛争を防止

——医師はこうした説明義務違反で訴えられないために、日頃からどのような点に気をつけるべきなのでしょう。

一番大切なのは、患者が正しく判断できるように、わかりやすく説明をし、誤解を与えないことです。そのために説明文書を作成している医療機関もあると思います。説明文書を渡すだけでは足りません。渡す際に、口頭で患者さんの病状に合わせた説明を加える必要があります。文書にアンダーラインを引いたり、手術の方法を図示して説明するといった工夫もすべきでしょう。

説明した内容を記録に残すことも大切です。記録しておかなければ、仮に訴えられても立証することができません。紙に図やイラストなどを書いて説明した場合は、そのコピーを残したり、カルテにいつ・誰に説明したのかを記録しましょう。説明時に患者や家族から質問や要望があれば、それも記録しておくといえます。

私のところに相談に来る方の中には、「セカンドオピニオンを受けさせてくれなかった」「無理やり手術をすすめられた」「患者や家族から頼まないと医師が説明してくれなかった」といった不満を持っている方もいます。こうした不満を持たないように、医師は普段から気をつけるべきでしょう。

ただ、医事紛争の一番の原因はコミュニケーション不足です。説明が足りないために患者や家族に不信感を持たれ、それが結局、紛争につながるのです。仮に手術が失敗したとして、説明がしつかりなされておらず、コミュニケーションがとれていれば紛争にならないケースもあります。ですから、きちんと患者や家族とコミュニケーションをとることが大切なのです。

PART 4

留意点

points for attention

医師に何より求められるのは患者の自己決定に必要な説明

プレゼンテーションでは、つい伝えたいことばかりを強調しがちだが、医療者の本分は検査や手術の危険性、薬の副作用も含め、患者が治療方法などを選択・決定するのに必要な情報を適切に提供することにある。そうした説明を十分にしておかないと、医療過誤など発生した場合、いわゆる「説明義務違反」もセットで訴えられてしまう。バランスのとれたプレゼンテーションを行ううえで知っておくべき説明義務違反などについて堀法律事務所の石黒麻利子弁護士に聞いた。

事前のリスク説明の有無が患者や家族の心証を左右する

——そもそも説明義務とは何ですか。

大きく分けて2つあります。治療について患者の有効な同意を得るためのものと、療養方法の指導のためのものがあり、前者は患者の自己決定に関係します。説明範囲については、厚生労働省が「診



いしぐる・まりこ ●理化学研究所、国立精神・神経センター神経研究所等で、主に脳神経科学の研究に携わった後、弁護士登録。現在は堀法律事務所医療過誤や医療法務などを中心に扱う。医学博士

療情報の提供等に関する指針の策定について(表)のなかで示しており、これがある程度の目安になります。ただ、あくまでもケースバイケースだということを念頭に置いてください。

医師は説明義務に対し、手術同意書に判子を押してもらったものの、この感覚を持ちがちな医師が、法的な意味では説明義務は患者の自己決定を促すことが目的とされています。私たちは誰でも生き方や行動の決定権を持っており、それは治療に対しても同じです。患者自身が治療内容や、その治療を受けるかどうかを判断するために必要な情報を提供する、これが医師の説明義務なのです。そのため

性、手術内容や危険性、薬の副作用、選択可能な未確立療法、がん告知や転医などが挙げられます。

説明義務に違反したからといって、そのみを訴えるケースは多くありません。自己決定権侵害に対する慰謝料のみだと数十万〜数百万円と低額だからです。手術のミスや、検査をしなかったことなどを訴える際に一緒に説明義務違反を申し立てるケースが大半です。もし、

表 診療中の診療情報の提供

医療従事者は、原則として、診療中の患者に対して、次に掲げる事項等について丁寧に説明しなければならない。

- ①現在の症状及び診断病名
- ②予後
- ③処置及び治療の方針
- ④処方する薬剤について、薬剤名、服用方法、効能及び特に注意を要する副作用
- ⑤代替的治療法がある場合には、その内容及び利害得失(患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む)
- ⑥手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要(執刀者及び助手の氏名を含む)、危険性、実施しない場合の危険性及び合併症の有無
- ⑦治療目的以外に、臨床試験や研究などの他の目的も有する場合に、その旨及び目的の内容

出典：厚生労働省「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(2003年)

適切に説明がなされていれば患者が亡くなるといった結果が発生しなかった場合は説明義務違反と結

DATA

堀法律事務所
東京都港区虎ノ門1-1-23
虎ノ門東宝ビル6/7F
TEL: 03-6206-1022
URL: http://hori-laws.jp/